様式　２２

（表面）

開発行為変更許可通知書

第１２４号

住　　所　　高松市伏石町 2174 番地 16
氏名又は名称　　株式会社アルファード５
及び代表者名　　代表取締役　七條　政志

令和７年１０月１５日付で申請のあった開発行為の変更については、都市計画法第３５条の２第１項の規定により許可する。

令和７年１０月１６日

宇多津町長　　谷　川　　俊　博

綾歌郡宇多津町長印（地）

許可の内容（不許可の場合は申請の内容）

開発区域に含まれる地域の名称	綾歌郡宇多津町字岩屋 3458 番地 1、3459 番地 1、3459 番地 2、3460 番地 1、3461 番地 2、3463 番地 1、3464 番地 1、3485 番地 1、3486 番地 1、3487 番地 1、3488 番地 1、3489 番地、3490 番地、3492 番地、3493 番地 2、及び地先農道・水路
開発区域の面積	7,933.28 平方メートル
予定建築物等の用途	分譲住宅（20 区画）
変更内容	区画面積の変更、その他用地の追加、構造一部変更

許可の条件（不許可の理由）

法第７９条の規定に基づく都市計画上必要な条件として以下を附す
開発工事完了届提出時までに香川県広域水道企業団の検査手続き一切を完了すること

（付　記）

1　この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。

2　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、都市計画法第50条第１項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

3　この処分については、上記２の審査請求のほか、この処分をあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、宇多津町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

4　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

5　また、都市計画法第51条第１項の規定により、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による審査請求をすることはできません。